R７．４

勝山市定住化促進事業

勝山市では、「勝山に転入して定住したい！」、「市内で家を持ちたい！」、「多世帯で生活したい！」、「空き家を貸したい！」という方の支援を行います。
下記の判定フローで、補助の対象になるか、補助金額はいくらぐらいになるのかが分かります。

定住化促進事業の補助対象判定フロー

※各項目すべてに合致した場合ＹＥＳとなります

新築住宅取得

□申請者は申請時に５０歳以下の者である
　または下記に該当する市外からの転入者である
　　□転入する前、３年間以上
　　勝山市に住民登録されていない
　　→□転入して２年以内
　　→□完了実績報告時までに転入する

YES / NO → 対象外

□定住の意思がある
　（補助金受理後１０年間住民登録）
□勝山市内事業者から取得
□取得する住宅は
　申請年度の募集開始以降の契約である
□申請者が取得した住宅の
　所有権の持分が１/２以上とする
□入居世帯の諸税等の滞納がない

YES / NO → 対象外

□「台所」「トイレ」「浴室」の設備を有する
□申請家屋は単独で保存登記可能である

YES / NO → 対象外

【敷地】
□申請者が同敷地全部を親族以外から購入
　又は賃借（親族とは申請者の３親等以内）
□申請年度の前々年度４月以降の契約である

NO / YES

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金１００万円

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金５０万円

中古住宅取得

□申請者は申請時に５０歳以下の者である
　または下記に該当する市外からの転入者である
　　□転入する前、３年間以上
　　勝山市に住民登録されていない
　　→□転入して２年以内
　　→□完了実績報告時までに転入する

YES / NO → 対象外

□定住の意思がある
　（補助金受理後１０年間住民登録）
□取得する住宅は
　申請年度の募集開始以降の契約である
□申請者が取得した住宅の
　所有権の持分が１/２以上とする
□入居世帯の諸税等の滞納がない

YES / NO → 対象外

□県外からの転入者である
　または※子育て世帯である
　（※申請年度に１８歳以下の誕生日を
　迎える子どもと同居）

YES / NO

□取得する住宅は空き家情報バンクの
　登録物件である

YES / NO

□親族以外から取得する住宅である
　（親族とは申請者の３親等以内）
□「台所」「トイレ」「浴室」の設備を有する
□申請家屋単独で保存登記可能である

YES / NO → 対象外

NO → □リフォームを行う

YES

【リフォーム】
□取得住宅を市内業者にてリフォーム
（リフォームは住宅取得時期に
　増築、改築、改装、修繕等することをいう）
□申請年度の募集開始以降の契約である

NO / YES

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金最高２００万円
（住宅取得費の２/１０、上限１００万）
（リフォーム工事費の２/１０、上限１００万円）

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金最高　１００万円
（住宅取得価格の２/１０）

□親族以外から取得する住宅である
　（親族とは申請者の３親等以内）
□「台所」「トイレ」「浴室」の設備を有する
□申請家屋単独で保存登記可能である

YES / NO → 対象外

NO → □リフォームを行う

YES

【リフォーム】
□取得住宅を市内業者にてリフォーム
（リフォームは住宅取得時期に
　増築、改築、改装、修繕等することをいう）
□申請年度の募集開始以降の契約である

NO / YES

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金最高１００万円
（住宅取得費の１/１０、上限５０万）
（リフォーム工事費の１/１０、上限５０万円）

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金最高　５０万円
（住宅取得価格の１/１０）

多世帯同居リフォーム

□世帯数が新たに1以上増加する
　→□既に同居している場合は同居して
　　6ヶ月以内
□増加する世帯は直系卑属の単独世帯
　ではない
□入居世帯の諸税等の滞納がない

YES / NO → 対象外

□市内業者によるリフォームで、以下の
　いずれかの工事
　①間取りの変更・増築に関する工事
　②バリアフリー改修工事
　　・手すりの設置
　　・段差の解消
　　・廊下幅等の拡張
　③設備の改修工事
　　（太陽光発電設備は対象外）
　④同居人数の増加に伴う浄化槽の
　　入れ替え工事
　　（公共下水道及び農業集落排水
　　処理区域外に限る）

YES / NO → 対象外

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金最高９０万円
（リフォーム工事費の１/１０、上限９０万円）

空き家リフォーム

□空き家をリフォームし賃貸する所有者
□勝山市空き家情報バンクに登録されて
　いる一戸建て住宅

YES / NO → 対象外

□市内業者によるリフォームである

YES / NO → 対象外

★定住化促進事業の補助対象になります。
●補助金最高９０万円
（リフォーム工事費の１/１０、上限９０万円）

※上記フロー図は早見表であり、補助金交付を確約するものではありません。事前相談の上、各補助事業の交付申請書を提出して審査を受けてください。
※補助金交付は世帯に対して１回となります。
※新築住宅取得または中古住宅取得の当該申請者は補助対象となった不動産（住宅、宅地）について補助金交付日から１０年以内に売却又は賃貸してはいけません。また同期間、所有権の持分も更正してはいけません。
※新築住宅取得または中古住宅取得の当該申請者は補助金交付日から１０年以内に市外に転出してはいけません。
※交付申請は工事着工前に行ってください。工事着工後の交付申請は認められません。

お問い合わせ
勝山市役所　営繕課　建築・住宅政策係
〒911-8501　福井県勝山市元町１丁目１番１号（市役所１階）
TEL：0779-88-8128　　FAX：0779-88-1118
E-MAIL：kenchiku@city.katsuyama.lg.jp